

## ウィークリースタンス実施要領

新宮町総務課

### 1 目的

建設産業の労働環境改善が求められている中、全ての工事及び業務において、より一層の働きやすい環境の創出を目的とする。

### 2 対象

新宮町発注の全ての工事並びに測量、設計及び調査等業務委託に適用する。ただし、災害対応等緊急を要する場合は除く。

### 3 取組内容

土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取り決めを行い、労働環境の改善を行う。  
なお、受注者によって、勤務時間、定時退社日等が異なることから、柔軟性をもった取り決めとする。

<依頼日・時間及び期限に関すること>

(1) 休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。

例：休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない

<会議・打合せに関すること>

(2) 業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない。

例：16時以降を開始時間としない

(3) 打合せは Web 会議等の活用に努める。

<業務時間外の連絡に関すること>

(4) 業務時間外の連絡を行わない。（メール等を含む）

(5) 受発注者間でノー残業デーを情報共有する。

### 4 実施方法

着手時の打合せにおいて取り決めを行い、設定した取り決めについては打合せ記録簿に記載し、受発注者間で共有する。

なお、実施中においても緊急事態が生じた場合は、取り決めの例外とすることができる。

### 5 適用年月日

本要領は、令和7年4月1日以降に契約する案件から適用する。

なお、令和7年4月1日以前に契約した案件においても、適用可能なものについては積極的に取り組むものとする。

### 附 則

この実施要領は、令和7年3月13日から施行する。